

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 3 月 24 日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会
委員長 兼 重 元

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例(平成 15 年周南市条例第 243 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「総合政策部、総務部、財政部」を「企画総務部、財務部」に改め、同項第 2 号中「環境生活部」を「市民生活部、環境下水道部」に改め、同項第 4 号中「経済部、建設部、都市開発部、中心市街地整備室、下水道部」を「産業観光部、都市建設部、中心市街地整備部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の周南市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例による改正後の周南市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員の職として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定による各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項(以下「継続調査事項」という。)は、改正後の条例の規定による各常任委員会のうち、当該継続調査事項を所管する常任委員会における継続調査事項とみなす。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務委員会 9人 総合政策部、総務部、<u>財政部</u>、<u>競艇事業部</u>、<u>会計管理者</u>、<u>消防機関</u>、<u>選挙管理委員会</u>、<u>監査委員</u>、<u>公平委員会</u>及び<u>固定資産評価審査委員会</u>の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 環境教育委員会 9人 <u>環境生活部</u>、<u>水道局</u>及び<u>教育委員会</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 建設経済委員会 8人 <u>経済部</u>、<u>建設部</u>、<u>都市開発部</u>、<u>中心市街地整備室</u>、<u>下水道部</u>及び<u>農業委員会</u>の所管に属する事項</p> <p>2 (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務委員会 9人 <u>企画総務部</u>、<u>財務部</u>、<u>競艇事業部</u>、<u>会計管理者</u>、<u>消防機関</u>、<u>選挙管理委員会</u>、<u>監査委員</u>、<u>公平委員会</u>及び<u>固定資産評価審査委員会</u>の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 環境教育委員会 9人 <u>市民生活部</u>、<u>環境下水道部</u>、<u>水道局</u>及び<u>教育委員会</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 建設経済委員会 8人 <u>産業観光部</u>、<u>都市建設部</u>、<u>中心市街地整備部</u>及び<u>農業委員会</u>の所管に属する事項</p> <p>2 (略)</p>